## 令和6年度 医療機関における電子処方箋の活用・普及の促進事業についてのQ&A

分類	no.	項目		対象	
	以下の	施設は対象になるか?	-		
分類         1 対象事業者         2 補助対象事業         3 補助条件	1	医療機関所在地は都内だが、開設者所在地が都外	法人太部が都外	0	保険指定を受けている医療機
1 137 7 7 1	-				になります。
	2	保険指定を受けていない医療機関		×	対象になりません。
					申請区分(1)は、令和4年
					者を対象としたものであり、
					るものです。(2)は、既に
	1	申請区分「要綱第3(1)の事業」、「要綱第3(2)の事			加した場合の経費を補助する
	-	業」、「要綱第3(3)の事業」の違いは何か。			導入を行う事業者を対象とし
					改修等に係る経費が対象です
2 補助対象事業					いずれの場合も、社会保険診
					の交付決定を受けた施設が対
					都の補助金は、社会保険診療
		社会保険診療報酬支払基金の補助金と都の補助金は何が違			を受けることが可能ですが、
	2				す。
	2	うのか。			申請の順番は、以下のとおり
					電子処方箋の運用開始→社会
					支払基金から交付決定通知受
					申請時点ですでに電子処方箋
2	1	補助条件とは		—	業の内容は都のホームペーシ
3 桶助余件					診療報酬支払基金から補助金
	1	由請け医療機関単位か			法人単位での由請を受け付け
	-				
	2	Jグランツはどのように申請するのか			GビズID(gBizIDプライム)
					検索エンジンで「GビズID」
			これからGビズIDを取得する場合		から申請してください。(備
				_	コードがあります。)
					GビスID申請にあたり不明な
					話番号の間違いに注意してく
					<b>5</b>
			すでにGビズIDを取得している場合	_	」グランツ」のトップペー:
					活用・晋及の促進事業」→甲
			Jグランツでの甲請が難しく、書面甲請した L	_	原則、Jグランツでの申請がタ
			甲請は医療機関単位とのことだが、同一法人		gBizIDブライムアカウントを
			で複数の医療機関が申請する場合は、どのよ	_	にgBizIDメンバーアカウント
			うに申請すればいいのか。		ら申請をお願いします。

回答	備考
と関であれは、開設者所在地が都外でも、都内の医療機関は対象	
度及び令和5年度に、既に雷子処方箋の導入を進めている事業	
(1)は、既存システムの改修等初期導入に係る経費を補助す	
基本機能を導入している施設が、令和6年度以降に新機能を追	
ものです。(3)は、令和6年度以降に、新たに電子処方箋の	
ており、基本機能と追加機能を同時に導入する場合のシステム	
- o	
療報酬支払基金から電子処方箋管理サービスに関連する補助金	
象となります。	
報酬支払基金の補助金の上乗せ補助となります。2つの補助金	
申請先が異なりますので、それぞれに申請する必要がありま	
保険診療報酬支払基金への補助金交付申請→社会保険診療報酬	
管理サービスの整備を終えており、かつ「補助対象事業」(事)	https://www.hokeniryo.metro.tokyo.lg.jp/iryo/iryo_hoken/denshis
(で確認してくたさい。)に掲げる事業について、既に社会保険 の立体決定を受けていること。です。	<u>yohosen.html</u>
の交付決定を受けていることです。	
	* 検索エンシンで、「東京都 医療機関 電子処方戔」と検索
ておりませんので、医療機関単位で申請をお願いします。	
は、法人の代表者で取得してください。	
と検索し、検索結果の上部に出てくるJグランツのホームページ	
考欄のURLから申請をしてください。お知らせのハガキにQR	
	https://gbiz-id.go.jp/top/
点は、0570-023-797(Gビズ ID運用センター*電	
ださい。)へお問い合わせください。	
ジカよ──「補助会を探す」→「医病機問における電子如古箋の	
ノから、「柵助並を抹り」→「医療機関におりる电」処力愛の 1語フォームをクリック」て入力画面に進んでください	
必要です。	
法人理事長名で取得後、gBizIDフライムアカウントから各施設 を発行してください。発行された。BisIDメンバーマキウントから	
で 元1] してヽたさい。 元1] されたgDIZIUメンハーア カワントか	

分類	no.	項目	対象	
	3	Jグランツの申請画面で、「事業者基本情報」の入力方法		GビズID等の事業者情報がプ の代わりとなり、本人確認の なお、「代表者役職」につい (※)から代表者役職・個人事 表者役職・個人事業主役職が 表者役職}と表示されてしま るようになっています。 (※)トップページの右上に し、「自社情報の確認・編集
	4	Jグランツの申請画面で、「事業基本情報」の入力方法	_	事業の名称は(医療機関名) 力してください。
				「事業開始日の決定方法」は (公募・交付申請時)は入力
			_	「事業終了日」は、カレンダ
			_	「補助金に要する経費(合計 を入力してください。領収書 ください。
			_	「補助金交付申請額(合計) ・Excel表 「別記第1号様: ・「交付申請兼実績報告」
	5	Jグランツの「交付申請兼実績報告」について		「交付要綱第3の(1)の事 綱第3の(3)の事業の交付 第1号様式別紙2施設一覧」 してください。 例)別紙2施設一覧のC列で 第3の(1)の事業の交付申 G列の値を入力します。
	6	要綱第3(1)の事業を既に申請したが、要綱第3(2) の事業を追加で申請したいが、Jグランツでは、2回目の申 請ができない。どうすればよいか。	_	差戻しますので、(2)の事
	7	令和5年度中に電子処方箋も導入が完了しているが、要綱 第3(1)の事業の対象となるか。	0	2補助金対象事業 1を参照

回答	備考
プレ入力されています。プレ入力されている内容は、印鑑証明書 のために必要であるため、情報の変更はできません。 いて、プレ入力されていない場合は、自社情報の確認・編集 事業主役職を入力し登録した上で、申請を行ってください。代 *登録されていない場合は、交付決定通知上で代表者役職が {代 *います。事前登録された代表者役職が交付決定通知に反映され ためるログイン中のアカウント名の右にある「▼」ボタンを押下 ■」ボタンを押下します。	CONTRACTOR AND
医療機関における電子処方箋の活用・晋及の促進事業] と人	
は、「交付決定日から開始」を選択してください。「事業開始日 ]不要です。	
「一から令和7年3月31日を選択してください。	
+)」及び「補助対象経費(合計)は、添付する領収書の合計額 書が複数ある場合は、すべての領収書の合計額の合算を入力して	
」は、当該補助金の申請額を入力してください。 式 別紙2施設一覧」のG列の値と同じです。 の「合計(交付申請及び実績報告額)」の値と同じです。	
幕業の交付申請及び実績報告額を入力してください」~「交付要 サ申請及び実績報告額を入力してください」は、Excel表 「別記 のC列で選択した事業と一致する事業の欄に、G列の値を入力	
で、「要綱第3条(1)の事業」を選択した場合は、「交付要綱 まま及び実績報告額を入力してください」に、別紙2施設一覧の	
幕業を追加した形で、再度申請し直してください。	
7	

分類	no.	項目	対象	回答	備考
4 申請	8	都の補助金に申請する場合に、申請区分「要綱第3(1)の 事業」、「要綱第3(2)の事業」、「要綱第3(3)の 事業」のどの区分で申請を行えばよいか。		<ul> <li>令和4年度及び令和5年度に社会保険診療報酬支払基金に対して補助金交付申請を行った医療機関は、申請区分「①基本機能のみ」での申請となります。</li> <li>また、令和6年度に社会保険診療報酬支払基金に対して補助金交付申請を行った施設は、国の補助金交付申請時に選択した申請区分と同じ区分で申請してください。</li> <li>なお、社会保険診療報酬支払基金から交付された補助金交付決定通知書の題目(タイトル)により、申請区分を確認することが可能です。</li> <li>【補助金交付決定通知書の見分け方】</li> <li>○申請区分「要綱第3(1)の事業」の場合</li> <li>・「電子処方箋管理サービスの導入に必要となる端末の購入等に係る補助金交付決定通知書(初期導入のみ)」</li> <li>○申請区分「要綱第3(2)の事業」の場合</li> <li>・「電子処方箋管理サービスの新機能の導入に必要となるシステム改修等に係る補助金交付決定通知書(初期導入のみ)」</li> <li>○申請区分「要綱第3(3)の事業」の場合</li> <li>・「電子処方箋管理サービスの導入に必要となる端末の購入等に係る補助金交付決定通知書(初期導入)」</li> </ul>	
	9	別紙2excel表について、10桁のコードなら把握しているが、7桁の保険医療機関コードとは何か	_	レセプトの請求の際に使用するコードになります。なお、10桁のコードは保険機関コードと いい、都内の医療機関の場合は「13〇 (※) +7桁の保険医療機関コード」で構成されていま す。そのため、保険機関コードの冒頭13〇を除いた番号が当該コードになります。(※)〇 に入る数字は医療機関種別によって異なります。	
	10	別紙 2 Excel表の入力方法について	—	1行につき1医療機関の情報を入力してください。区分はプルダウンから選択してくださ い。総事業費は、補助対象金額の合計額(*)を入力します。式の入った②、③、④の列は 絶対に触らないでください。	*社会保険診療報酬支払基金に提出した領収書内訳書(ベンダー作 成)の補助対象金額の合計
	11	消費税仕入控除税額報告は必要か。	_	<ul> <li>・補助金を受け取り、決算後、消費税及び地方消費税の確定申告を所轄税務署に行ったのち、令和7年12月末までにJグランツから必要な書類を提出してください。</li> <li>・この補助金の交付を受けたすべての事業者で必要になります。返還額が0円でも必須です。</li> <li>・消費税及び地方消費税の納税義務がなく、確定申告を行う必要がない事業者は、補助金を受け取ったのち、速やかにJグランツから報告してください。</li> </ul>	
	12	補助金は、予算を上回る申請があった場合でも、申請した すべての医療機関に支払われるのか。	-	申請内容が適正と認められた申請額の合計が都の予算額を上回った場合は、予算の範囲内で 支給額を調整することがあります。	
	13	医科、歯科併設の場合、オンライン資格確認導入時と同様 に、医科、歯科それぞれで補助金の申請を行わなくてはい けないか。	-	医科、歯科それぞれにご対応いただく必要があります。	
	14	医科・歯科の2つの医療機関コード持つ医療機関(医科・ 歯科併設医療機関)が共通でネットワーク等の改修を行っ た場合は、医科と歯科の費用をどのように分けて補助金の 交付申請をすればよいか。		社会保険診療報酬支払基金への申請と同様に、医療機関における実情に応じ按分して申請し てください。また、按分方法と按分額等が確認できる資料を併せて提出してください。な お、申請書の事業費には、それぞれ按分した額を記載してください。	
	15	社会保険診療報酬支払基金の補助金へ申請したが、申請状 況を確認したい。		医療機関等向け総合ポータルサイト(https://iryohokenjyoho.service- now.com/csm?id=ep_top)よりご確認いただけます。 医療機関等向け総合ポータルサイトにログインし、画面上部のマイリストをクリックして、 申請を選択すると「申請一覧」が表示されます。 補助金申請を行っている場合、「EPCS」から始まる番号をクリックしていただくと申請状 況がご確認いただけます。	
	16	都の補助金の申請に必要な、社会保険診療報酬支払基金の 交付決定通知書はどこから確認、ダウンロードできるか。		医療機関等向け総合ポータルサイト>電子処方箋管理サービス>電子処方箋の各種申請につ いて>ログイン>交付決定通知書ダウンロードから、確認、ダウンロードすることが可能で す。 また、交付決定通知を交付した旨を記載したメールが、申請した医療機関へ送信されますの で、メール記載のリンク先へ接続いただくことで、交付決定通知が格納されているページに 到達いただき、ダウンロードすることが可能です。	

分類	no. 項目	対象	回答	備考
	17 医療機関の名称や法人に変更があるが、手続きはどのよう にしたらよいか。		必要な手続きについては、GビズIDのよくある質問4-4を参照してください。 https://gbiz-id.go.jp/top/faq/faq.html なお、GビズIDの変更手続きは、完了まで時間を要する場合があります。もし都の申請期限 内に変更の予定がある場合は、変更後にJグランツから交付申請いただくようお願いいたし ます。	
	18 申請期限を延長する予定はないか。		都の補助金の財源は、厚生労働省が実施する「医療提供体制推進事業補助金(電子処方箋の 活用・普及の促進事業)」であり、令和6年度の単年度事業であるため、申請期限を延長す る予定はありません。	
	19 補助金が支払われるのはいつごろか。		令和7年3月末を予定しています。	
	社会保険診療報酬支払基金の補助金は、令和7年度3月3 1日までに電子処方箋管理サービスの導入を完了したうえ で、令和7年9月30日までに申請を行えばよいが、都の 補助金申請は、なぜ、令和6年12月27日までなのか。		都の補助金は、厚生労働省が実施する「医療提供体制推進事業補助金(電子処方箋の活用・ 普及の促進事業)」であり、令和6年度の単年度事業であるため、委託業者への支払いなど すべての支払いを令和6年度中に実施する必要があるため、それらの手続きに要する期間を 考慮して申請期限を設定しております。	
	21 社会保険診療報酬支払基金に対して、電子処方箋管理サー ビスに関する補助金の申請をしているが、交付決定されな い。都の補助金申請期限に間に合わないが、添付書類が用 意できない状態で、都の補助金申請をしてもよいか。		都の補助金の交付要件として社会保険診療報酬支払基金の電子処方箋管理サービスに関する 補助金の交付決定を受けた施設である必要があり、都への申請期限内に、添付書類が揃って いない場合は、社会保険診療報酬支払基金の交付決定を受けた施設であることが確認できな いため、補助金の交付要件を満たしていないものとして都の補助金はお支払いできません。	
5 算定方法	1 算定はどのようにするのか。		社会保険診療報酬支払基金で補助金の交付を受けた、補助対象の総事業費について、1/4を 補助します。ただし、上限があります。	
6 その他	1 どこの会社のシステムが補助金の対象か。		把握しておりません。社会保険診療報酬支払基金で交付決定されたものが対象です。	